

第6回 大阪市地对財特法期限後の事業等の見直し監理委員会 会議録

平成21年3月26日（木）午後3時30分～4時50分
市役所 地下1階 第9共通会議室

林総務担当課長：ただ今から、第6回「大阪市地对財特法期限後の事業等の見直し監理委員会」を開催させていただきます。

委員の皆様方には、年度末のお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。それでは早速ではございますが議事に入りたいと思います。あらかじめお断り申し上げます。この会議室はマイクの使用ができませんので、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。それでは阪井委員長よろしくお願ひいたします。

阪井委員長：それでは議事に入らせていただきます。本日の会議は公開とさせていただきます。会議概要の作成等ホームページでの公表につきましては、従前どおり事務局にお願ひするとしまして、事前に各委員に目を通していただくようにしていただきたいと思ひます。傍聴者ですけれども、現在のところ8名でございます。

それでは、「地对財特法期限後の事業等の見直し」につきまして、昨年11月の第5回委員会で、その後の進捗状況について報告いただきましたが、いよいよ来年度が見直しの最終年ということになります。そこで、課題解決に向けた具体的な取組みや、考え方なり方針についてご報告いただきたいと思ひます。

京極市民局長：見直しの進捗状況につきまして、現在、課題となっている項目や、前回から変更のある項目を中心に、平成21年度予算案の概要とあわせて報告させていただきます。それでは、資料1及び資料2に沿って見直しの進捗状況の説明をさせていただきます。まず、資料1ページ「1 関連事業等について」をご覧くださいと思ひます。

まず、「委託事業・補助金・分担金・貸付金」についてでございますが、委託事業につきましては、当初の49事業中、37事業の見直しが完了しております。残りは12事業となっております。

資料2の1ページをご参照いただきたいと存じます。工場アパートにつきましては、不正入居や滞納者の解決を図り、併せて老朽施設については廃止・統合し集約化を進めることといたしております。なお、悪質な滞納者につきましては、建物明渡し請求の訴訟を提起し、現在、係争中でございます。

次の資源再生共同作業場につきましては、矢田については、既に平成20年度末で供用を廃止することが決定いたしておりますが、浅香についても、廃止

に向けて取り組むことといたしております。

次の２ページ、理学療法士・作業療法士派遣事業委託についてでございますが、今後の事業のあり方につきましては、現行の事業については、平成２１年度末で見直すことといたしまして、２２年度以降については、障害者自立支援法に基づく事業への従事や、障害者施設や小規模作業所等におけるリハビリ訓練の充実に向けた技術支援、相談助言等を実施する事業へ転換することを一定の方向性といたしております。

また、その下の市営住宅付帯駐車場管理業務委託契約につきましては、方針どおり「市有地を利用した駐車場の今後の方向性」に基づき、公社へ整理・統合することといたしております。

続きまして、補助金・分担金につきましては、３０事業中、２７事業の見直しが完了しております、残るは３事業となっております。

資料２の３ページをご参照いただきたいと存じます。「飛鳥老人福祉センター建設借入金償還補助」につきましては、平成２１年度を目途に見直してまいります。また、「高齢者就労的生きがいきづくり活動支援事業」につきましては、見直し済みといたしております。

４ページの「就職困難者等の就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援事業」につきましては、見直し済みとしております。「大阪人権博物館運営費補助金」「財団法人大阪府人権協会分担金」につきましては、既に大幅な削減を行っておりますが、引き続き、見直しに取り組んでまいります。貸付金につきましては、６事業中、２事業の見直しが完了しております、残るは４事業となっております。

資料２の５ページをご覧いただきたいと存じます。課題となっております、高校・大学の奨学金についてでございますが、本市における制度の経過を改めてご説明申し上げます。

お手元の資料４をご覧いただきたいと存じます。本市におきましては、国の制度ができる以前から、独自の給付制度としてスタートいたしました。その後、国の給付制度創設に伴いまして、本市においても高校は昭和４１年度、大学は昭和４４年度から国庫補助による給付制度に移行いたしました。しかし、国の制度が給付制度から貸付制度に変更されたことに伴いまして、本市におきましても貸付制度に移行してまいりましたが、「有為な人材と認められる者」に対する償還補助制度を創設いたしまして、国の制度における返還免除基準である、生活保護基準の１．５倍以下、これを超える者に対しては償還を補助して実質的に返還免除としてまいりました。

平成１４年３月３１日の地対財特法の失効に伴いまして、在学中の者に対する経過措置を除きまして、同和対策の奨学金制度は廃止いたしまして、同時に、償還補助制度についても廃止いたしましたが、これまでの経過から、取扱要領

を改定いたしまして、有為な人材と認められる者に対しては14年度以降も返還を免除することとしました。これがいわゆる市基準免除者でございます。

しかしながら、本市の監査におきまして、返還免除について条例で定めておらず、取扱要領によって行っていることが、不適正であるとの指摘を受けたことから、18年度以降は免除を保留しているところございまして、債権の処理方針が懸案となっているというのが、これまでの経過でございます。

なお、資料4の一番下には、高校・大学奨学金の卒業時の審査区分によりまして、貸付残高を記載しております。

平成19年度末までの高校・大学奨学金の貸付残高の総額は、37億8千9百万円でございます。そのうち「国基準免除者」の貸付残高は21億4千3百万円ございまして、総額の56.6%でございます。

「市基準免除者」の貸付残高は10億2千5百万円で、総額の27%でございます。

「返還決定者」につきましては、これらに該当しなかったため、卒業時に返還決定者とされたものでございまして、貸付残高は6億2千百万円で、総額の16.4%でございます。

なお、人数は高校、大学でそれぞれカウントいたしました延べ人数となっておりますが、全体で約5千人となっております。

また、資料4の裏面には、高校・大学奨学金の返還の免除関連規定の抜粋を記載しておりますので、ご参考にしていただきたいと存じます。

資料1に戻っていただきまして、貸付金のところでございますが、卒業時に実質的に返還免除としてきました貸与者についての処理方針につきましては、11月の前回の委員会以降、「平成14年度以降の取扱要領により返還免除となっていた者のうち、国基準を超える者につきましては、一定の範囲で返還を求めていくことはやむを得ないと考えられる。ただし、平成13年度の地対財特法の期限以前から、実質的に返還免除とされてきた者については、配慮が必要であると考えられる」といった考え方に基つきまして、方向性を確定させるべく、関係局で、制度の経過や法律上のチェックを踏まえた課題整理等、さらに検討を行ってまいりました。

この間、京都市におきましては、昨年12月に条例が議会で可決され、処理策が確定したところでございますが、その際に、議会各会派から、「返済する資力があるのに一律免除はおかしい」「原則はすべて返済させるべきである」といった反対意見も出され、修正案や付帯決議を付すことについて、各会派で折衝が行われましたが、折り合わず、結果的に原案どおり可決されたという状況であると私どもは聞いております。また、平成12年度以前からの者についての一律免除が違法であるとして、訴訟の提起を予定している市民団体もあるというふう聞いております。

大阪市会におきましても、12月の決算特別委員会におきまして「返還可能な者からは、歳入確保の観点からも返還させるべきである」との議論がなされたところでございます。これらの状況を踏まえて検討を行っておりますが、誠に申し訳ございませんが、処理の方向性を確定するという段階には現在でもまだ至っておりません。私どもといたしましては、法的な観点はもちろんのこと、債務者、いわゆる奨学生間の公平性でありますとか、あるいは市民の理解が得られる方向性とはどういった形であるか、そういったことについて、引き続いて詳細に検討してまいりたいと考えておりまして、なお、お時間を頂戴いたしたいと考えております。いずれにいたしましても、事業等の見直しの最終年度である来年度中には必ず方針を確定するとともに、条例案を市会に上程いたしましてご審議をいただき、処理方策を決定してまいる必要がございます。私どもの方針が一定確定いたしましたら、委員の皆様にも改めてご説明させていただきますので、何卒よろしくお願いいたします。

この奨学金以外の、大阪府地域支援人権金融公社貸付金、同和更生生業資金につきましても、引き続き返還金の回収と債権処理に取り組んでまいります。

資料1の「(2)未利用地・建物等の使用」についてでございますが、まず資料2の6ページもご参照いただきたいと思います。上の段の「有償化や契約方法の整理を図るなど引き続き活用を図っていくもの」92件につきましては、措置済みのものが75件でございます。それ以外で方向性が明確になっているものが2件ございまして、残るものは15件となっております。この15件はいずれも共同浴場などの収益事業でございまして、「法人化及び有償化の手続きを行う」とした方針に基づき、協議を進めてきておりますが、財産処分等の諸問題の解決に時間を要しており、現在、用地売却も含めて検討を進めておりまして、早期に方向性を明確にしてまいりたいと考えております。

また、その下の「明け渡しや原状回復等を求めるもの」46件につきましては、措置済みのものは、明渡し訴訟における和解成立により、明渡しが確定したものの、こういったものを含めまして37件となっております。それ以外に、訴訟中のものなど方向性が明確になっているものが8件ございます。ということで残るものは1件となっております。

「特別な優遇措置等」につきましては、1事項残ってございました「もと浪速第1温泉施設の活用」につきましては、資料2の7ページでございますように、「土地・建物を売却することとして、21年度に手続きを進める」という方針が決定しましたため、今回、見直し済みとしております。

続きまして、資料1の2ページ、裏面の方を見ていただきたいと思います。「2政策的な課題の解消について」でございます。

人権文化センターにつきましては、前回ご報告いたしましたように、もと青少年会館、もと地域老人福祉センターの地域内の3施設について、それぞれの

施設の交流機能を一つに統合いたしまして、22年度中に（仮称）市民交流センターを開設することといたしております。この市民交流センターでは、多くの市民に利用いただき、地域や世代をこえた交流の促進が図られ、コミュニティの育成や市民との協働の推進につながる施設にしていきたいと思います。

この3施設統合につきましては、昨年末の決算市会及び、現在、開会中の予算市会においてご議論いただき、議会では概ね賛同をいただいたものと考えております。その際、市会からは、「市民交流センターは、少なくとも施設利用率50%は達成するべきであり、統合後にあっても検証が必要である」といったご指摘をいただいたところでございます。市民への周知につきましては、前回の委員会でもご指摘をいただいております。本市では幅広い市民にご利用いただけるよう、周知方法に工夫するなど利用促進に努めてまいります。

「政策的課題の解消について」のその他の項目につきましては、方針どおり進めておまして、内容の変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、資料3は見直し事業等にかかる21年度予算案の概要でございます。2枚目は、予算の内訳を記載しているものでございます。

個々の説明は省略させていただきますが、見直し事業等にかかる歳出の予算につきましては、18年度には79億5千万円であったものを、19年度予算では40億3百万円、20年度予算で33億5千万円に削減してまいっておりますが、さらに21年度予算案では28億7千9百万円、18年度に比べまして63.8%の減額となっており、20年度当初予算に比べましても、4億7千1百万円の減となっております。

なお、この見直し事業等の予算28億7千9百万円とは別に、22年度からの（仮称）市民交流センターの開設に向けた整備の費用といたしまして、資料3の2枚目の一番下に参考に記載しておりますが、2億8千690万円を計上いたしているところでございます。私からの報告は以上でございます。なにとぞよろしくご議論いただきますようお願いいたします。

阪井委員長：ただ今ご報告いただきましたが、委員の皆様からご意見なりご質問がございましたら、どうぞよろしくお願いたします。細見副委員長いかがですか。

細見副委員長：21年度末でこの見直し作業が一応完了するというので、いよいよ最終段階に入ったというような、果たして本当に見直し作業は完了するのかというような視点でみていきますと、少し現状を知りたいというのと、それから、体制自体の問題、見直し作業の流れや教訓、それらがどのように引き継がれていくのか。この二点が少し気になると思います。とりあえずは、現状はかなり進んでは

いるけれども難しいところもあるというように資料からは見受けられますので、具体的なことを教えて欲しいと思います。何点かこの資料に沿った形で質問させていただきます。資料1、2の工場アパートの件ですが、現在ここに書いてありますように、207戸のうち147戸が使用されており、家賃滞納は26という現状ですね。そうすると、例えば建物が古いのか、あるいは、少し工夫すれば新しい入居希望者の意に添えるような形の事業展開ができるのかといった見通し、ビジョンが必要になってくると思います。147戸の使用者がいて、その人たちがいろいろ活動しておられるということになりますと、少し将来的にどうしたらうまく回転していくのかというような案を出していかないと、この問題は来年も引き継ぐのではないのでしょうか。ですから、実際147戸ですというところまで数がわかれば、事業者たちがどのようにやりたいのかという現場の思いといいますか、そういうものを吸い上げていく作業が必要になってくるんじゃないかなと思ひまして、そこらへんを少しお聞きしたいです。同じことは12番の浅香の資源再生共同作業場、これは廃止ということになって、そうすると廃止した後はどうなるのかということですね。ですから、現状はどのような形なのかを示していただきたいと思います。もうひとつ、よろしいですか。委託事業の理学療法士・作業療法士の件ですが、保育士や給食関連の人材は新たな職場にシフトしていくことはできたようですが、理学療法士、作業療法士は現状では継続です。具体的に何人の方がどのような形で働いておられるのか、どこに問題があるのかということをお教えください。こういう貴重な人材が、どんどん積極的に活躍してもらう必要は高まっていると思いますが。

阪井委員長：今の3点についてお願いします。

村上統括担当課長：工場アパートと資源再生共同作業場について、経済局が出席できておりませんので、私のほうから経済局から聞いております内容を説明させていただきます。工場アパートにつきましては、昨年7月末から9月の半ばの期間に全て使用者に対して各戸訪問を行うなど、使用実態調査を実施しまして、その中で実際の使用者の確認でありますとか、営んでおります業種なり業態、それから施設の使用頻度なり確認を行いました。それで、使用内容等に問題があると思われる事例が確認された一方で、真面目に懸命に作業を行っておられる方が多いということも明らかになりました。それと、もうひとつの調査の主眼でありました賃料の滞納状況につきましても、検証と確認の作業を行っていると考えております。それを受けまして、法律の専門家とも相談しまして、賃料の滞納者等の契約違反をしている使用者に対して、法的措置を基本に厳正に対処するというところで、具体的には3ヶ月賃料を滞納していました31名に対しまして督促状を10月に発送いたしました。その中で支払いのなかった26名に

つきましては悪質であるということで契約条項に基づきまして11月中旬に賃貸借契約を解除しまして、12月当初から本年1月中旬まで、滞納賃料支払い建物の明け渡し請求の訴訟を提起しているということで現在係争中だということです。あり方なんですけれども、施設の適正かつ効率的な活用を図る観点から比較的新しい施設への集約化を図りながら、老朽化の著しい施設につきましては、廃止統合を進め集約化を図るとというのが、今現在の取り組みというふうになっています。それから、資源再生共同作業場についてでございますけれども、浅香の作業場、矢田の作業場ございますが、これにつきましては、経済局といたしましては、両作業場ともその目的は果たしたものと認識しているというふうに聞いておまして、矢田の作業場につきましては、これまでもご説明させていただいておりますように、今年度末で廃止するというので、賃貸借契約を21年4月以降更新しないということで、21年3月末までに退去するように通知をしておるということでございます。浅香の作業場につきましては、一部のものが作業場を不法占拠している実態もあると聞いておりますので、法律の専門家なりと相談をしまして、不法占拠を是正したうえで廃止に取り組むこととしているというのが、今の状況でございます。私の聞いてる状況は以上でございます。廃止したあとについては、そこまでは聞いておりません。

中島施設運営企画担当課長：細見副委員長から理学療法士・作業療法士の派遣事業につきまして、ご質問をいただきましたので、それについてお答えさせていただきたいと思っております。今のこの事業の状況でございますけれども、事業そのものは身体障害者の方を対象にいたしまして、身体の機能維持あるいは改善を図っていただく、もって地域の中で生活を続けていただくということで、障害者会館のほうに理学療法士・作業療法士の派遣をしまして、リハビリ訓練を行っているということでございます。現在法人の職員といたしまして、常勤職員6名と市の派遣で2名の専門職の方がおられます。あと非常勤でまかなっております。19年度の実績、ちょっと古い数字で申し訳ないのですが、だいたい4万5千人くらいの方が、延べでございますけれども利用されている状況でございます。こういった課題があるのかということでございますが、障害のある方が地域で暮らすことで、私ども大阪市の障害施策の中でも支援計画というものを作っております。去年3月に策定をいたしました。その中でも、障害のある方が地域で暮らすためのリハビリテーションというのは貴重な、重要な事業であると考えております。ただ、実際こういったリハビリの場がなかなかないというのも一方でございます。障害者自立支援法という法律が18年に施行されまして、その中で機能訓練事業というものが構成されているところではございますけれども、市内でも中々事業所の数がないと、市内は1ヶ所くらいしかないというところがございます。そういった状況があるなかで、またそういうリハビリを利

用したい、あるいは現在利用されている障害者の方の確保というのが、大阪市としても課題となってきている状況でございます。そういった中で、この事業についても、見直しを図っていくということで、先程の資料の中で方針として出させていただいております。現在、理学療法士、作業療法士の方につきましては、障害者の方への福祉経験、現場経験が豊富な方でございます。一時よりは、こういう専門の方が増えているといいながらも、まだまだ障害者の方の支援を専門とされる方は少ないと聞いております。そういった方の専門性も活かしていきたいということで、例えば、市内にあります障害者施設あるいは小規模作業所、大阪市で申しますと、重度の障害の方の地域で暮らすという取り組みが進んでいる土地でございます。そういったことから、地域でも重度の障害をお持ちの方、そういった方への支援というのは、中々届いていないという状況もございます。ですから、中々施設整備という新たなものを作れないなかで、こうした既存施設の方へ出向いていただきまして、そこで障害のある方への支援をしていただけるような事業として今後は転換をしていきたいというふうな形で今回方針をつけさせていただいているところでございます。今後、効率的な事業あるいは効果的な事業推進については検討していきたいと考えております。

阪井委員長：細見副委員長よろしいですか、今の説明で。

細見副委員長：そう申しますと、理学療法士、作業療法士については、支援計画の中で見直されるんですか、されたんですか。

中島施設運営企画担当課長：支援計画の中には、個々の事業について書いておりません。具体的には、基本的な施策の方向性ですとか、課題というものを書かせていただいております。その中で、障害者の方のリハビリテーションについては、そういった機能を要する施設と連携をして進めていくというふうな盛り込み方をさせていただいておりますので、そういった基本的な考え方に基づいて、この事業を見直していきたいと考えています。

細見副委員長：ということは、重ねてお聞きしますが、理学療法士、作業療法士の派遣については、支援計画の中で位置づけると。

中島施設運営企画担当課長：位置づけるという明確な事業としての位置づけでは書いておりませんが、そういった理念で立てている計画でございますので、そういった計画に沿うような形で見直していきたいというふうに考えております。

細見副委員長：それは◎になるということですね。

中島施設運営企画担当課長：22年度中以降に向けましては、そういう方向でしていきたいと思います。

阪井委員長：とりあえず今の3事業に関して他にありますか、松下委員。

松下委員：工場アパートの26名の悪質滞納者については係争中ということですが、不正入居はこの26名の中に含まれているのですか。

村上統括担当課長：不正入居もございますけれども、それはそれとして対応していくということで聞いております。

松下委員：不正入居は26名の他にあるということで理解していいですね。

村上統括担当課長：そういうことであると思います。

松下委員：それについては今後検討するのですか？

村上統括担当課長：担当からは不正入居についても対応するというで聞いております。

松下委員：わかりました。

阪井委員長：小野委員はよろしいですか、細見副委員長はよろしいですか、補充して。

細見副委員長：そうですね。例えば、工場アパートの件でも、現状をしっかりと明確にしておかないと、後でまた問題がでてきたということになると、与える影響も大きいと思いますので、基本的なスタンスをしっかりとやっていくというようにしていただかないと。

阪井委員長：そういうことで引続きよろしく申し上げます。3事業についてはそれでよろしいですか。それでは、細見副委員長引続きまたお願いできますか。

細見副委員長：外郭団体等団体自身が行った委託事業ということで、都市整備局、資料2の7番ですけども、これは駐車場の管理については公社に整理統合するという事になって、大阪市住宅供給公社に統合するという事ですね。遅くとも21年度から措置しうるように取り組むと書いてあるんですけども、これは具体的に公社がどのようなことをするのか。ちょっとよくわからないんですけど。

村上統括担当課長：いわゆる旧ふれあい人権住宅の付帯駐車場の管理業務委託契約を大阪
市人権協会に委託をしているわけでございますけれども、それにつきましては
大阪市の方針に基づきまして、住宅供給公社に整理統合するというので、こ
れは21年度には統合する、ようは公社委託していくと聞いております。ただ、
具体の時期につきましては、まだここには明らかになっておりませんので○と
いうことで、時期が明確になれば◎ということになると思います。公社に整理
統合するというので取り組んでおりますので、準備は進めております。

阪井委員長：よろしいですか。その件について松下委員もよろしいですか。小野委員もよ
ろしいですか。それでは、資料2に基づいて課題について細見副委員長の方で
細かくメモを作成しておられるということなので、引続き補助金・分担金につ
いてなにか。

細見副委員長：資料2の補助金の3、これは問題はなかったですね。

阪井委員長：ないですか。

細見副委員長：私はなかったです。

阪井委員長：よろしいですか。資料2で△になっております貸付金について、これについ
ていかがですか。松下委員の方はなにかございますか。細見副委員長いかがで
すか。

細見副委員長：この資料2の5ページの△の分ですね、これは先程説明をいただいてよく
わかったんですけども、資料4で経過をまとめていただいたのでいっそうよ
くわかりました。例えば、市独自の制度として創設され、国庫補助の貸与制度
が作られ、市も独自の償還補助制度を創設した。その後、貸与制度、償還補助
制度も廃止されたけれども、⑥の要領を改訂してやってきて、18年度以降は
それが保留になっているという経過というのがよくわかりまして、この経過に
基づいて現状としては下の金額になっているということですね。市民の皆さん
にもこういう形で理解していただいて協力を求めていくというのがともかく第
一步と思うので、私はこの資料は貴重だと思います。こういう資料を基にして、
どのような方針を出していくのが課題だと思います。いろんなご意見があろ
うとは思いますが、奨学金制度というのも時代によって変わっていくし、
時代に合わせて効果の上がるように変わっていくのが本来の姿だと思いますの
で、情報公開をしていただく中で、おのずと将来的な方策は浮かび上がってく

るのではないかと思います。資料4の一番下の国基準免除と市基準免除、それから返還決定ということで数字を出していただいて、これをどう考えるのか、市民の理解を得られるのは、どういう方向なのかなということ、皆さんで知恵を出しながらやっていくしかしょうがないんじゃないかなというふうに思います。いい資料を出していただいたと思います。

阪井委員長：局長が言われたように、公平性とか市民の理解という難しい問題を含んでい
ると思うんですけども、見通しとしては21年度中に処理方針を決定される
ということで伺っておいたらよろしいわけですね。

京極市民局長：はい。どちらにしても18年度から保留になってますから、これも早く方
向性を出さないと、ここが溜まるとまたそれはそれで問題となってまいります
から、この見直しはもともと21年度までというふうにやっている以上、当然
私どもといたしましても結論を出してまいります。

阪井委員長：他はいかがですか。資料2の順番で他に、貸付金についてはそれでよろしい
ですか。

細見副委員長：蛇足ではあるんですけど、こういう課題を皆さんに知っていただくのが必
要ですよ。いきなりこういう方針ですというのではなくて、市が方向性など
を示して、そして市民の大きな関心なりあるいは意見を聞いてやっていくとい
う、そのプロセスが大切になってくるのではないかと思います。だから、ぎり
ぎりまでこれだというものを見つけるまで方針は出さないんだというのではな
くて、こうするんですけどどうでしょうかというようなことの方がいいように
思いますけどね。

阪井委員長：市会でも議論になっているんですね。

京極市民局長：そういう意味では13年度以前と以後ということで、一定の方向性みたい
なものは私どもとしてもお示ししているつもりです。ただ最終的にどこで線を
引くのかということについては、かなりいろんな考え方があって、これは京都
でもかなり議論になったということですので、引き続いて基本的なところを、
法律の期限後と期限前で線を考えていくのかなと思っているんですけど、その
後の、いろんな立場の方をどうみていくのかというのを今、なんとか材料を投
げて、まったく無しということではなく、一定の材料をお示ししたうえでご議
論いただいていると我々は考えています。

阪井委員長：引続き精力的に検討していただくということによろしいでしょうか。松下委員いかがですか。

松下委員：最終的な確認をさせていただきたいと思います。来年度、21年度が最終年度になりますので、その前提として、今まで見直しを実施されてきて、その過程ではいろいろ問題、ご苦勞された点、あるいは摩擦、いろいろあったと思うんですけど、結果として、22年度以降に新たな問題が発生するとか、あるいはこれを引きずっていくとか。さっきありました貸付金の問題とかそういうのは別ですけども、方向性を出して引続きやっていくのは別ですけども、思わぬ問題が出そうだというようなものはないでしょうか。という確認をひとつ、それから、22年度以降、これに対する体制等はどうかされるのか、これで全部終わってしまって、引き続きの問題は原局の方に任せていっていかれるのか、あるいは今のような若干の残滓といいますか、その確認をやっていかれるのか、そのへんをちょっとお聞かせいただきたい。

京極市民局長：この間も進んできた進捗状況をお示ししていますが、21年度の最終のところでは、もう一度最初の全項目について、どういう方向でどういうふうに整理したということを明らかにしてまいりたいと思っています。方向性が明確になったものについて、貸付金のように引き続いてやっていくというような部分のものにつきましては、各局で対応していただきたいと考えていますが、一定21年度にお示したものについての事柄について、どういう進捗を進めているのかということについては、各局それぞれ情報公開していくことによって市民のみなさんに明らかにすると。そのことによって、結果的に予定通りに進んでいるのか、また、新たな課題が出てきていないということ、そういうことで明らかにしていく、やはり情報公開が全てであるというふうに考えています。

森田市民局理事：もともとは特別対策の頃の延長上で見直しを怠ってきたという部分が、この委員会の前提になったときに出た問題だと思っています。そこでやっていた事業の中には、いわゆる一般施策で広く広げることによって、先行事例であったというようなものもありましたし、逆に本来きちんと時期が来たときに完全に見直しを終えるべきであったというものが、残ってしまっていたもの、そういうものもありましたので、その辺の整理は、今、局長が申し上げましたように、今回の21年度できちんと終えなければならないと思っています。それぞれが活かされた部分、あるいは、きちんと整理された部分が最終的に市民のみなさんにご理解あるいは納得いただけるような形での報告なりを、21年度に精一杯取り組みたいと思っています。

阪井委員長：それでは、引き続き細見副委員長の方からお願いします。

細見副委員長：未利用地とか建物等の使用ということで、資料2で言いますと、有償化や契約方法の整理を図るなど引続き活用を図っていくもの総件数92件で、措置済みが75件、方向性が明確になっているものが2件、引き続き現在の取り組みを進め、方針に沿った実施に努めていくものとして15件ありますが、少し多いような気がしまして、なぜ多いのかなと思って。共同浴場等と説明を受けたんですが、共同浴場というのは非常に多いということなんでしょうか。個別の案件にかなり具体的に調査をしておられるのでしょうか。

妹尾地域福祉支援担当課長：共同浴場につきましては、もともと地域におきましてお風呂というのは同和対策の公衆衛生の中でも非常に運動があって初期の頃から整備が始まったものでございます。法ができて建物の補助、用地確保につきましても国の補助金、大阪府の補助金が入っております。この建物、土地を有償化するにあたりましては、事前に国、府の処分承認という手続が必要になっていきます。ところが、例えば処分承認につきましては、補助金適正化に関する法律、適化法と呼んでおりますけれども、その適化法に基づいて国・府と協議をいたしますが、共同浴場については、その事前協議の段階で協議はさせてもらっておりますが、なかなか適化法自身かなり解釈が難しいところがあって、難航しているというのが現状でございます。ただ、先般のこの委員会においても報告させていただいたと思いますが、20年4月に財産処分の承認基準についてかなり簡素化され、基準が示されましたので、20年度については基準に基づいて協議を進めておりました。その結果としてようやく国から処分承認をいただいた物件も出てまいりましたし、今後、徐々に手続が進んでいくものと期待しておりますので、その処分承認を受けた場合に、有償化の手続が可能となりますので、来年度も鋭意、国・府と協議を進めてできるだけ早く承認を受けてまいりたいと考えております。

阪井委員長：よろしいですか。

細見副委員長：共同浴場がほとんどという理解でいいのですか。

京極市民局長：14件が共同浴場で、1件が理髪館です。

細見副委員長：そうすると、従来、仕事をしておられる方、お店をしておられる方が、引き続きやりたいとか、あるいはもう少しやってみたいとか、そういうことも考えやすくなるということでもいいんですか。そんなに甘いものでもないですか。

妹尾地域福祉支援担当課長：率直なところ申しあげまして、共同浴場は一般の公衆浴場でありまして、温泉ランドとか大規模な施設については一定営業ができますが、共同浴場は地域に根ざした比較的小規模の浴場で、特に20年度は灯油関係が非常に高騰した関係もございまして、営業的にはかなり厳しい状況になっております。この間、有償化の話が出まして、各地域において営業努力をされていることはお聞きしておりますが、今後、将来的には厳しくなって営業廃止も検討されているところもあるとお聞きしている状況です。

阪井委員長：よろしいですか。他はいかがですか。

細見副委員長：未利用地の管理委託について、現状はどのようになっていますか。

村上統括担当課長：資料2の10ページをご覧ください。未利用地等の管理および駐車場の管理運営が政策的課題になっておりますが、未利用地等、住宅付帯駐車場、それから高架下を活用した駐車場の管理を大阪市人権協会に委託しております。その中でそれぞれにつきまして大阪市の全市的な方針、例えば平成19年2月に出されております「市有地を利用した駐車場の今後の方向性」、平成19年6月の「大阪市未利用地活用方針」、これらに基づきまして駐車場なり未利用地の見直しと申しますか整理に取り組んでいるということございまして、未利用地につきましては「未利用地活用方針」に基づき計画的に管理地の縮小を図っていくと、それまでは暫定措置として引き続き人権協会に委託を継続するというので、駐車場の管理については、「市有地を利用した駐車場の今後の方向性」に基づいて見直しを進めておりまして、高架下を活用した駐車場の管理につきましては、21年度から大阪市道路公社に移管するというので、4月から移管することになっております。その下の住宅付帯駐車場の管理につきましては、先ほども申しあげましたように大阪市住宅供給公社、住まい公社に整理・統合するというので、直接公社で管理するというので21年度から措置するという事なんです、実施時期は明確にされていないということです。

阪井委員長：よろしいですか。

細見副委員長：道路公社や住宅供給公社と大阪市との財政的な関係、人的な関係、そういうのはどうなんですか。

京極市民局長：公社自身が大阪市の出資で設立された特別法人ですから、そういう意味では一定の出資はございます。住宅付帯駐車場との関係で見ますと、これは条例

に基づいて住宅供給公社いわゆる住まい公社に委託されている、市営住宅の付帯駐車場ですから市営住宅条例に基づいて、条例改正を行いまして公社に委託すると定めたものです。そこでは当然委託料の関係は発生します。

森田市民局理事：地域の未利用地の活性化と申しますか、未利用地をどう管理するかという方法で、駐車場にうまく転用できる場所については駐車場に転用をしつつ、一般的な未利用地の管理は、その駐車場からあがる利益によって管理をしていただくという手法でこの間対応してまいりました。ただその部分についても、より明確な管理の仕方と申しますか、管理に必要なものについては市がきちっと管理費の負担をし、かつ駐車場からあがる利益については市のほうへ収入としてあげていくといった整理が必要ではないかなというのが今回の流れの中で出ている整理の仕方だと思っております。未利用地そのものは、いわゆる事業化すべき土地、あるいは本当に今後事業化できないものについては処分をしていくという分類をそれぞれしていっていますので、その方向の中では未利用地という形での管理地は縮小されていくだろうと思っておりますけれども、現にある管理の方法についてはできるだけ早く整理をすべきであろうと思っております。

細見副委員長：公社と市の関係もオープンにと申しますか、公社自身がうまくいっているときはいいけれど、公社自身が赤字体制になって市としてどういうスタンスがとれるのか、あるいは市民が市と公社との関係をどうみるのかというような問題も出てくると思っております。

京極市民局長：公社全体の問題としては、この場合むしろ公社自身の経営が厳しかったというのが現状でございます、この間、公社自身の経営健全化計画として外部の委員さんも入っていただいて策定して、今、改善計画の実行を行っているというのがこの間の現実でございます。一時は債務超過という問題もございまして、それはクリアしておりますが、単年度的にはいわゆる不採算の事業は切り離していくというのが公社の基本で、分譲からは撤退するとか、公社全体の事業としては、そういう健全化計画の実行段階で着実にそれを行っているという状況でございます。逆に言いますと、公社が問題になると法律上の関係でいうと市にも負担が出てくるという関係はございまして、こういったことが起こらないように公社自身の経営健全化計画を進めております。

阪井委員長：他はいかがですか。

細見副委員長：資料2、11ページの人権協会の職員の雇用問題について、少し現状を教

えてください。

森田市民局理事：人権協会の職員の雇用問題につきましては、この事業の見直しに伴って生じた職員の業務量は特定できると考えておりますけれども、できるだけ職員の雇用について、急激な変化が起こらないように考えてきたところですが、暫定的な事業、市の事業に従事いただくという方法もこの間とってまいりました。今後につきましても雇用の部分での配慮ができるよう検討したいと思っておりますけれども、大変厳しい雇用環境にありますので十分検討していきたいと思っております。

細見副委員長：再就職ステップアップ制度を利用した人は誰もいなかったと聞いてましたけど。

森田市民局理事：19年度にこの制度をつくってお示しはしたんですけれども、利用される方は出てこなかったということでもあります。

細見副委員長：あまり魅力的な制度ではなかったということでしょうか。

宮花人権室長：私どもの説明というか、協会に対しても説明が不足していたと思うんですけども、若干そういう反省はあるんですが、将来に向けてはスキルアップはしていかないといけないと思うのでこういう事業も必要になってくるんじゃないかと、19年度当時ですから、見直し方針ができて、十分方針に基づいた配慮や説明ができていなかったと反省もしております。

京極市民局長：これまでのところ各種事業の見直しについては、別の事業を活用し期間を限ってという形もありますが、雇用に対して配慮してきました。ただ、今後の残っている事業の見直しにあたって、どの程度、雇用が確保できるのかということについては、現在、社会そのものが厳しい雇用状況にありますから、現実にはかなり難しいと思います。場合によれば、もうちょっと活用しやすいような制度みたいなものも考えていかないといけないかもしれません。現状のところ、暫定事業、期限を限ってというところもありますけれども、配慮してきたと思っておりますけれども、今後発生するものについてどうするのかということについては、急激に雇用状況が悪くなっていますので、いろいろ工夫していかないといけないかなと思っております。

細見副委員長：ちょっと話がそれますが、朝のテレビで理学療法士のルポをやっていたんです。奈良のある病院のカリスマ理学療法士が、全く手足が動かない学生さん

をケアして、ドラムがたたけるまでになって、皆が楽しそうにリハビリに通っている、老若男女問わずやっているというルポがありました。仕事というのは、社会変化によって違ってきますし、また、優秀な人材が必要なのに供給がみつからないといったミスマッチもあります。人間に投資する、人々の中にある能力に投資するという発想がいつそう大切だと痛感しました。再就職ステップアップ制度というのもこれから注目されるはずという発想で見ていただいたほうがいいんじゃないかと思います。

阪井委員長：細見副委員長の質問事項は終わりましたか。

細見副委員長：はい。

小野委員：この委員会は来年度で終わるんですね。それまで一応の方針が確定するとか、条例改正が行われるとか、そういうことが区切りにはなると思うんですが、事業によってはそれで全部が終わってしまうわけではなくて、引き続きその方針なり条例改正に従って処理が続くものがありますよね、そういったものについては、先ほどの話ですと情報公開という格好で市民の目に触れさせていくということだったと思いますが、手法としてはホームページをそのまま残していく格好になるんですか。

京極市民局長：ものによると思うんですが、訴訟するという方針を確定して訴訟を始めても数年かかりますから、訴訟結果をどうアップしていくのかということですが、個々の局でやっていったらかえって市民の方がわかりにくい、検索しにくい、見にくいということであればどこかにまとめてリンクをはってでも全体像が見れるように工夫していきたいと思えますし、債権の回収についても毎年計画どおり進んでいるかどうかという状況だけは少なくとも当初の方針から見ていけるような状況を、こういうことを工夫していきながらつくっていきたいと思っております。

阪井委員長：ほか、いかがですか。小野委員、よろしいですか。

小野委員：難しい問題なんですけれども、引き続き期間限定して雇用に配慮するといっても難しいですね、引き続き配慮しちゃうと期間限定がなくなってしまうからね。

京極市民局長：特に社会情勢との関係で市民からご理解いただけるかというのは大きな問題ですし、大阪市自身、別に今雇用対策ということで全体的にやっております

て、そういった中で就職が困難な方の就職をどう開拓していくのかということ
で企業とのマッチングの場でありますとか、先ほど先生がおっしゃったように
ミスマッチが生じているような職域についてはできるだけ低負担で資格をとっ
ていただく制度も現に実施しております。当然一般の市民の方もそういうところ
で活用して就職を考えておられるということも踏まえて、少なくとも一定の
配慮とはどこまでしていくのか。こういう継続してきた中ですから重たく受け
止めておりますけれども、そういうこととの整合性を全体としてどれだけ考え
ていけるか。

細見副委員長：大規模な形で社会変革が起き、その中で新しい仕事をつくり出していくと
いう流れの中で考えると、ある意味ではチャンスともいえます。この委員会も
来年1年で完全なフィニッシュにいけるように、区切りをつけて丸4年ですべ
て見直しましたという納得のいく報告書が書けたらいいですね。4年間という
長丁場でしたので、こういう作業の中で得られた教訓とか、行政的に引き継ぎ
たいということがあると思います。貴重な、市民にも痛みを伴うような見直し
作業でしたから、やはりそれは教訓として次の世代の行政の人たちに残してい
っていただきたいし、新しく行政を担当する人にも、こういうことだったんだ
よ、この作業で教訓としてはこういうものがあるんだよと残していただけるよ
うに引き継ぎをしっかりとやっていただく、それも4年間の成果のひとつとして
ぜひお願いしたいです。

阪井委員長：当然そうなっていくですよ。ほかございませんか。よろしいですか。それで
は会議を終わらせていただきますけれども、何度も出てきておりますようにあ
と1年で市のほうは見直しを完了されて、この委員会もそれで任期を終えるこ
とになります。終えるにあたっては、見直し事項がどのように直されてどうい
う結果になったのかと総括して終えたいとこのように考えております。だんだ
ん難しい問題が残ってくると思うんですが、残された時間は短く、あっという
間に1年間終わってしまいますので、最終的に完了できたと言えるように、市
のほうも精力的に取り組んでいただきたい。我々は市のほうが一所懸命取り組
んでくれることに賭けるしかありませんので、引き続きよろしく申し上げます。
今日はこれで終わらせていただきます。

林総務担当課長：委員長どうもありがとうございました。以上で本日予定しておりました
議事は終了させていただきます。なお、本日、報告申しあげました、地対
財特法期限後の事業等の見直しにかかる予算も含めました平成21年度予算
案の審議を賜ります市会が、現在開催されておまして、明日27日の本会
議で決定されるものと考えております。委員長からもございましたが、来

年度は見直しの最終年度でございます。関係局におかれましては、本日、いただいた意見を踏まえ、着実に見直しの完了に向けて進めていただきたいと思っております。なお、次回の当委員会でございますが、例年は秋頃を予定しておりますが、最終年度でもありますので、その進捗を踏まえまして、改めて委員長ともご相談申しあげまして開催時期を決めてまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願ひ申しあげます。本日はどうもありがとうございました。